

薬生衛発0806第2号
令和元年8月6日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に係る事故発生状況について

生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に係る事故防止策については、平成13年3月30日付け健発第381号厚生労働省健康局長通知（以下「局長通知」という。）及び同日付け健衛発第42号健康局生活衛生課長通知により実施されているところですが、令和元年6月末現在における事故発生状況を別紙のとおり取りまとめましたので、送付します。

当該融資制度は、生活衛生同業組合及び都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生衛組合等」という。）の実施する経営指導事業を金融面から補完をし、経営指導事業の実効性を確保することを目的として創設されておりますが、今回の事故発生率は、見直しライン 2.85%に対し、令和元年6月末現在で9.27%と、未だ高い水準で推移しております。

生活衛生関係営業者に対する経営改善を支援するための意義のある制度を今後も一層活用し存続させていくためには、現状を分析するとともにこれまでの取り組みを評価しつつ、的確な経営指導等に結びつけていくことが重要であります。

つきましては、本制度運用の改善が図られるよう、引き続き「生活衛生関係営業経営改善資金融資制度の運用について」（平成20年3月31日健衛発第0331003号）等に基づき、適正な審査、推薦事務及び事後指導の徹底を図り、事故発生の防止等に努めていただきますよう貴管下の生衛組合等へ周知・指導方よろしく申し上げます。